

事業報告書

自 令和5年7月 1日

至 令和6年6月30日

事業概要

公益法人である当協会は、ここ数年、公益法人として認定されるための基準である「収支相償」を満たすため、剰余金解消策として公益目的事業を実施し、赤字決算で運営してまいりました。その剰余金もほぼ解消したため、令和5年度は健全な法人運営を目指しておりましたが、社員の皆様や役員の方々のご努力に報いることができず、約750万円の赤字決算となりました。

赤字決算となった原因の一つとしては、福岡区域の法第14条地図作成業務を落札できなかったこと、及び令和5年度に発生した豪雨災害等の影響により筑後地区を中心とした官公署からの業務発注が大きく減少したことなどが考えられます。他方で令和6年度は、前年度に留保された業務や上記災害復興に係る業務の発注が増えることが期待されます。

さて、令和5年度は、北九州区域において、地図整備促進事業である法第14条地図作成業務が実施され、成果を上げることができました。令和8年度からは新10年計画が始まることから、是非ともこの変革に乗って受注を増やしていきたいと考えます。

一方で、ここ2年続けて実施しておりましたトータルステーション点検費の補助について、受託額の減少により補助金を支給することができず申し訳なく思います。また、登記基準点設置作業も予算の関係で実行できませんでしたが、今後も公益目的事業である登記基準点設置作業が実行できるよう努めてまいります。

令和6年度は、研修会の実施やトータルステーション点検費の補助金の費用を盛り込んだ予算となっています。これらの事業を実行するためには収支予算の事業収入を確保することが必要であるため、業務推進に力を入れてまいります。

令和6年4月からは、相続登記の義務化が始まり、また、令和8年からは住所等の変更登記の義務化も始まります。このように我々土地家屋調査士を取り巻く環境が目まぐるしく変化している昨今です。これをチャンスと捉え業務受託拡大に結び付けたいと考えます。

社員一人一人が工期を確実に守り、官公署の担当者と十分なコミュニケーションを取って業務に当たっていただきたいと思います、その努力が官公署から選択していただく組織に結び付くと考えます。今後も皆様のご協力をお願いいたします。

1 総務部

(副理事長 林将義・部長 田尻一幸・岡田和子・梅崎勲・河野誠)

(1) デジタル化の対応

- ・サイバーセキュリティに関する情報を収集して、リスクを未然に防止した。
- ・インターネットを使用した会議を有効活用した。

(2) 関係団体主催研修会への参加

- ・公益法人としての組織力向上のため、全国公益法人協会が主催する講習会の情報を収集し、参加を検討した。

(3) 業務管理システムの保守・管理・研究

- ・サイボウズ社のグループウェア「サイボウズ Office」を活用したシステムにより、協会運営を効率的に行うとともに安定した運用に努めた。
- ・インボイス制度開始に伴うシステム改修を行った。

(4) ホームページの保守・管理及び利活用

- ・常に最新の情報となるように適切な更新作業を行った。
- ・不具合を発見した場合は速やかに対応した。

(5) インターネットを用いた情報管理及び利活用の研究

- ・クラウドストレージの活用について研究を行った。
- ・N A Sの安全かつ安定した運用に努めた。

(6) 組織改編の研究

- ・協会の現状を確認し、実態に即した組織運営とするための検討を行った。

(7) 諸規則の検討・見直し

- ・従たる事務所設置規則及び従たる事務所運営規程の改正案を理事会に上程した。

(8) 協会事務局・地区事務所の運営・管理

- ・働きやすい職場を実現するため、オフィス環境の改善に取り組んだ。

(9) 新入社員研修会の企画・運営

- ・令和5年度新入社員を対象者として、4月19日に天神チクモクビル小ホールに於いて開催した。研修会後の懇親会により親睦を深めた。

(10) 受託業務実績の社員への配布

- ・定時社員総会の際に配布している。

(11) 適正委員会

- ・緊急事態発生時の対応を再確認した。
- ・リスク及びコンプライアンスに関する情報を収集した。

2 業務部

(副理事長 長澤昭・部長 山川慎哉・藤田義夫・宮崎桂樹)

(1) 公共嘱託登記に係る受託業務

- ア 官公署等からの依頼を受けて、不動産登記に係る土地又は家屋に関する調査、測量等を行うとともに、嘱託登記を代理する。

- ・定款第5条に掲げる事業を行った。
- (2) 地図作成の促進等に係る受託事業
 - ア 地籍調査事業等に係る調査・測量等に携わる。
 - ・本年度受託実績なし。
 - イ 不動産登記法第14条地図作成事業等に携わる。
 - ・小倉北区篠崎・熊谷地区にて実施した。
- (3) 境界や公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業
 - ア 不動産の表示に関する登記の適正かつ迅速な処理に寄与する為、官公署及び一般市民に対する協会業務の啓発活動を行う。
 - ・福岡県県土整備部用地課職員研修に講師を派遣、協会業務の啓発を行った。
 - ・福岡県庁庁舎内エレベーター・福岡市役所庁舎内エレベーターにおいて、協会啓発ポスターを掲示した。
- (4) 地図混乱地区・未登記道路等の情報提供事業
 - ア 地図混乱地区・未登記道路等の情報を官公署等へ提供する。
 - ・未登記道路情報等は、必要に応じて各区域の管轄市町村へ報告した。
- (5) 災害支援事業による地域支援
 - ア 県及び市町村への災害支援事業の推進を図る。
 - ・災害支援要請時の対応及び組織編成の確認を行った。
- (6) 業務処理
 - ア 報酬額運用基準の研究を行う。
 - ・内容の一部変更を行った。
 - イ 成果品及び納品報告要領の研究を行う。
 - ・成果品及び納品報告要領の検討を行った。
 - ウ 業務処理における事故対応の検討を行う。
 - ・問題を事前に把握し随時対応している。
- (7) 成果品管理
 - ア 成果品管理の研究を行う。
 - ・WebGIS導入に関しての検討を行った。
- (8) 地区の業務推進委員・成果品管理委員の指導
 - ・業務推進委員、成果品管理委員への指導は随時行っている。
- (9) 研修
 - ア 研修制度の研究及び研修事業の企画運営並びに協会の普及啓発を行う。
 - ・オンライン配信・ソーシャルネットワークを利用した研修を企画し、準備作業を行った。
 - イ 公益目的事業の企画・運営・研究を行う。
 - ・太宰府市において実施した認定登記基準点設置作業の成果をホームページにおいて公開した。
- (10) 必要に応じた委員会の設置

- ・本年度、委員会は設置していない。
- (1 1) 業務推進をより一層行うため、業務部と連携しながら、官公署への業務推進を行う。
 - ・官公署に出向いて無料登記相談周知用パンフレット等を配布し、業務推進を行った。
- (1 2) まだ発注のない官公署に対しての業務推進を強化し、新たな発注先の官公署の開拓を図る。
 - ・地方自治体における狭あい道路拡幅整備事業に係る条例等の整備状況を調査の上、実情調査の実施を検討した。
- (1 3) 官公署への業務推進の一環として、WebGISの導入を行う。
 - ・官公署へのアンケート結果を踏まえて、個別自治体との間で導入に係る協議を行った。
- (1 4) 官公署への分離発注を提言する。
 - ・官公署に対し、個別で分離発注を提言した。

3 経理部

(副理事長 梶原誠・部長 栗野龍也・松生公一・竹下佳宏・林勉)

- (1) 公益法人会計基準に基づく適正・迅速な事務処理
 - ・公認会計士に月次監査を依頼し、適正な会計処理を担保している。
 - ・経理担当職員との連絡を密にとり協働して迅速な事務処理を行った。
- (2) 予算の効率的な執行、財務安定運営のための方策及び次年度予算の検討
 - ・毎月の収支および前年度との費目比較などを検討したうえで予算の執行状況の確認を行った。
 - ・次年度予算については決算3ヶ月前より決算予測に着手し、収支相償対策を含めた予算の検討、作成に努めた。
- (3) 会計事務に関する規則・規程の検討
 - ・本年度は、実施していない。

4 業務管理委員会

(理事長 花本政秋・委員長 白水卓治・仲嘉政彦・小柳旭・岩岡裕仁・安達智之・松尾俊文)

- (1) 業務管理に関する諸規定の検討
 - ア 運営の適正な合理化を検討し、改正案を提案する。
 - ・北部・中央・南部の地区業務管理委員会にて諸規則の改正等の意見を聞いたが、要望はなかった。
- (2) 地区業務管理委員会への助言及び指導
 - ア 従たる事務所業務管理規程第2条各号の運用を徹底する。
 - ・第2条各号の運用について、改めて適用などについて委員と、意識の統一に

ついて協議を行った。

イ 工程管理者の選任方法及び工程管理報告の徹底を行う。

- ・ 工程管理者からの報告書が未提出の分について、地区業務管理委員から報告書を提出する旨の指導を行った。

(3) 業務管理システムにかかる運営方法の検討

ア 状況報告記載内容の充実を周知徹底する。

- ・ 各地区の会議で業務管理システムの状況報告の記載について指導を行った。
- ・ 新入社員に新人研修にて業務管理システムに関する記載について指導を行った。

イ 年度内業務について管理を徹底する。

- ・ 年度内業務について社員から報告書の提出を行ってもらい、業務遅延事故のないように管理を行った。
- ・ 次年度以降の年度内業務についての報告の運用方法について委員会において協議を行った。

(4) 社員の資質向上のための対応

ア 公益法人社員として責務の重要性を協会内に浸透させるための方策を関連部署と協力し、提案する。

- ・ 新入社員に新人研修にて業務管理に関する指導を行った。